

第二次東松山市農業振興基本計画（案）

令和 8 年 3 月
東松山市

はじめに

市長挨拶

令和8年3月

東松山市長 森 田 光 一

目 次

序 章

第二次東松山市農業振興基本計画の概要

序章 第二次東松山市農業振興基本計画の概要

1 東松山市の概要

東松山市（以下「本市」という。）は埼玉県のほぼ中央にあり、東京都心から約50km圏に位置しています。東は吉見町、西は鳩山町、嵐山町、滑川町、南は坂戸市、川島町、北は熊谷市に接しています。

本市は、昭和29年7月1日に比企郡松山町、大岡村、唐子村、高坂村、野本村の1町4村が合併し、市制を施行、令和6年には市制施行70周年を迎えました。

昭和40年以降に都市化が進展し、昭和50年代の関越自動車道東松山インターチェンジの開通と東松山工業団地の分譲開始を契機に、本市の工業は発展を遂げました。その後、首都圏の拡大に伴って一時的に人口が急増し、現在も東京近郊の住宅都市としてその役割を担っています。

本市の西部から北部の一部にかけては、秩父山系に連なる丘陵地帯で、緑豊かな武蔵野の面影を残しています。中央部は市街地が形成され、北部は果樹園や畑が広がり、東部から南部にかけての低地は肥沃な水田地帯となっています。

2 第二次東松山市農業振興基本計画策定の趣旨

本市では、平成29年3月に「東松山市農業振興ビジョン」を策定し、将来像に掲げた『安全な農作物づくりとブランド化が進み、収益性の高い農業が営まれるまち』の実現に向けた施策を計画的に進めてきました。

この間、農業用資材の価格高騰や少子・超高齢化社会の到来による担い手不足等により農業を取り巻く状況は厳しさを増しています。このような状況の変化に対応し、本市農業の課題解決に向け、本市農業が目指すべき将来像を改めて検討し、農業に関する施策を計画的に推進することを目的に、本市における農業総合戦略として策定するものです。

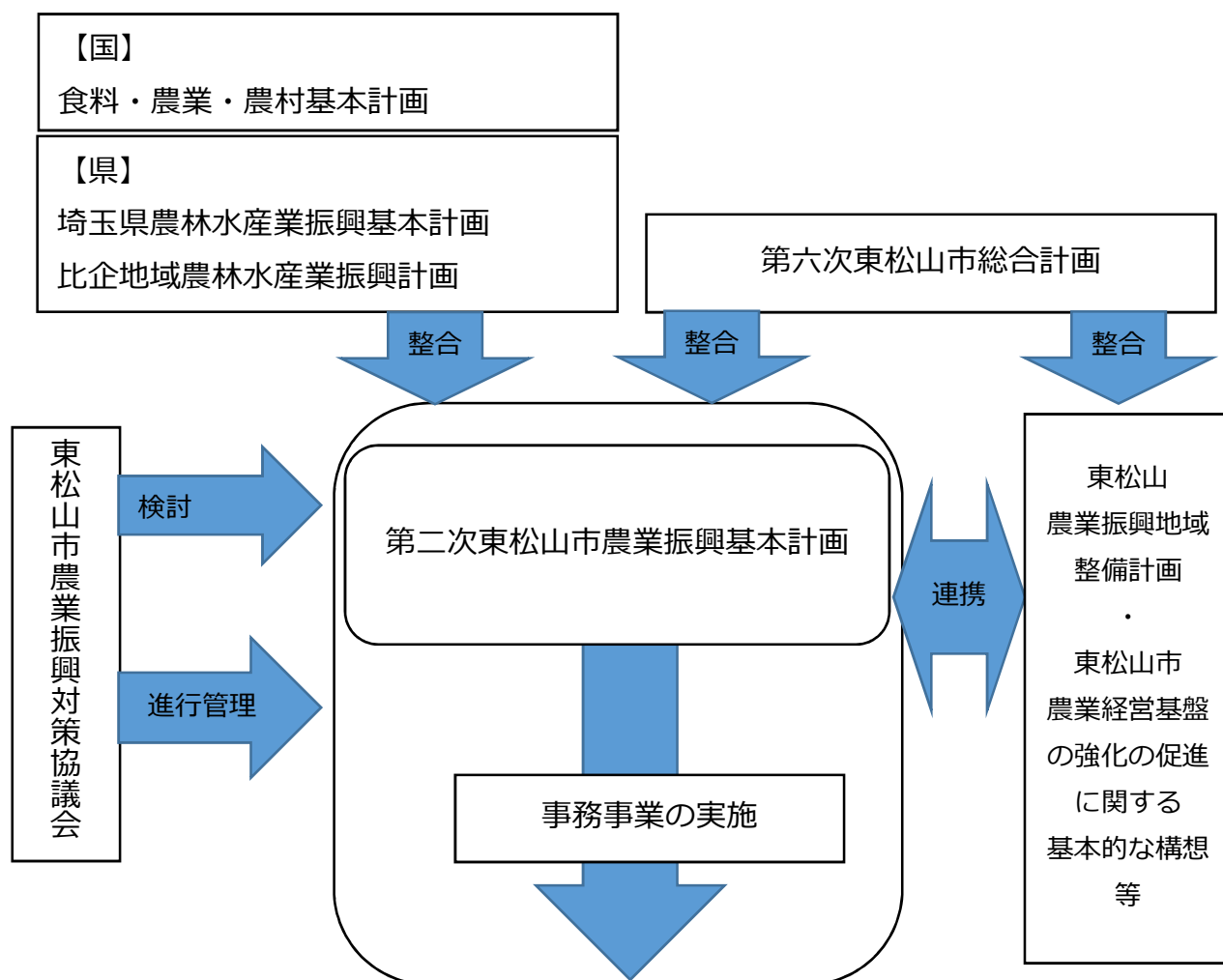
3 計画の期間

計画の期間は、「第六次東松山市総合計画」の計画期間との整合性を図り、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。なお、社会・経済情勢の変化や本市を取り巻く環境変化に伴い、必要に応じて見直しを行うものとしてします。

4 計画の位置づけ

第二次東松山市農業振興基本計画は、「第六次東松山市総合計画」を上位計画とするほか、他の農業関連の計画（東松山農業振興地域整備計画等）と連携し計画を策定します。

また、国の「食料・農業・農村基本計画」や埼玉県「埼玉県農林水産業振興基本計画」等との整合も図ります。



第1章

農業の現状と課題

第 1 章 農業の現状と課題

1 農業を取り巻く状況

(1)我が国の農業を取り巻く状況

我が国の農業は、農地の減少、農業者の高齢化、後継者等の担い手不足、気候変動等による自然災害の多発や栽培適地の変化といった様々な問題を抱えています。また、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻、円安の影響を受け、原油や食料とともに農業生産に必要な諸資材の価格も上昇しています。

令和 5 年度の食料自給率は、カロリーベースで 38%と、食料の 6 割を輸入に頼っている状況があり、昨今の世界情勢も背景として食料自給率の向上や安全で安心な食料の継続供給への期待が高まっています。

(2)国及び埼玉県の動向

令和 4 年 7 月に施行された「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（以下「みどりの食料システム法」という。）では農林漁業及び食品産業の持続的な発展、環境への負荷の少ない健全な経済の発展等を図るとされています。

また、令和 6 年 6 月に「食料・農業・農村基本法」が 25 年ぶりに抜本的に改定され、令和 7 年 4 月には「食料・農業・農村基本計画」が策定されました。改正法では、「食料安全保障の確保」を新たに法律の基本理念の柱と位置づけ、農産物や農業資材の安定的な輸入、備蓄、スマート技術を活用した生産、加工、流通方法の導入の促進等に取り組むことが盛り込まれています。また、人口減少下における農業生産の方向性を明確化し、農業者の減少等が生ずる状況においても、食料の供給機能や農地の多面的機能が発揮され、農業の持続的な発展が図られなければならないと規定し、農業生産の方向性として、生産性の向上、付加価値の向上、環境負荷低減を位置づけました。

埼玉県では平成 29 年 3 月に「埼玉県農林水産業振興条例」を制定し、同条例に基づく「埼玉県農林水産業振興基本計画」では、競争力の強化、安定的で持続的な経営、多面的機能の発揮、良質かつ安全な作物の安定供給を目的とし、様々な農業振興を総合的かつ計画的に推進しています。また、みどりの食料システム法に基づき、令和 5 年 3 月に埼玉県と県内 63 市町村の共

同により「埼玉県環境負荷低減事業活動促進基本計画」を策定しました。同計画では、環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷の低減に関する目標として、令和９年度末までに、化学肥料使用料を平成２８年度比で１６％減ずること等を設定しています。

２ 東松山市における農業の現状と課題

(1) 担い手について

本市の令和２年の総農家数は９９３戸で、そのうち販売農家が４１９戸（４２．２％）、自給的農家が５７４戸（５７．８％）となっています。平成２２年から令和２年までに総農家数が３０６戸減少しており、そのうち販売農家数の減少が２８９戸と大部分を占めています。年齢別でみると、７０歳以上の農家が６８．３２％と高齢化が顕著となっています。また、経営耕地面積規模別経営体数をみると２ha以上の農家は平成２２年の１００経営体から令和２年には９０経営体とそれほど変わりがない一方で、２ha未満の農家数は平成２２年の６１８経営体から令和２年には３４２経営体と大幅に減少しています。

これまでも新たな担い手育成のため農業塾や農業経営塾等の取組を進めてきましたが、引き続き各種就農のための取組を進め、農家を確保していくことが必要です。

① 総農家数

調査年	総農家数		
	合計	販売農家	自給的農家
平成22年	1,299戸	708戸	591戸
平成27年	1,220戸	613戸	607戸
令和２年	993戸	419戸	574戸

販売農家：経営耕地面積 30a 以上又は農産物販売金額 50 万円以上の農家

自給的農家：経営耕地面積 30a 未満かつ農産物販売金額 50 万円未満の農家

資料：農林業センサス

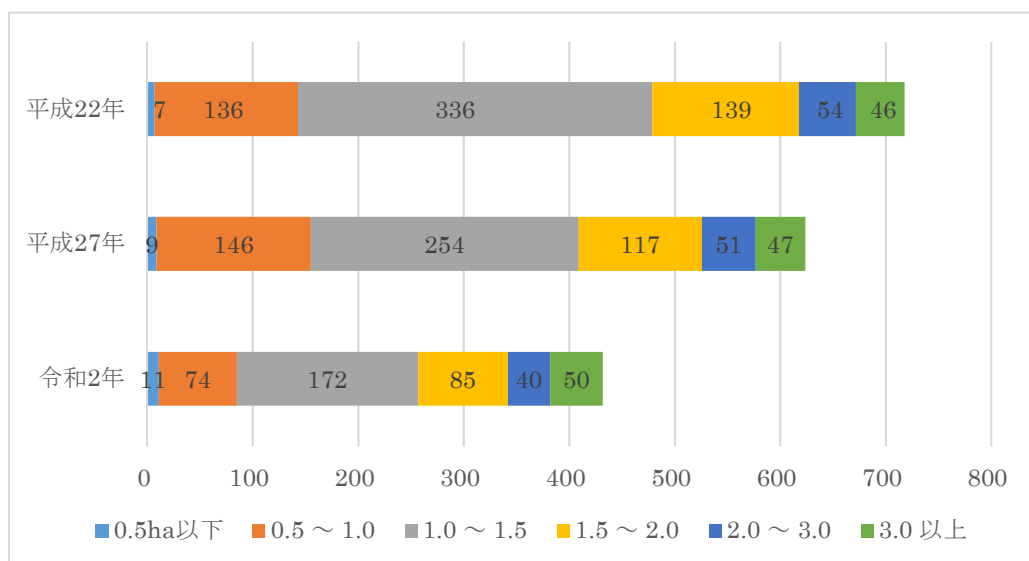
② 年齢別基幹的農業従事者数

	平成22年	構成比	平成27年	構成比	令和2年	構成比
30歳未満	19人	2.00%	17人	2.10%	0人	0.00%
30～39歳	23人	2.42%	20人	2.47%	6人	1.24%
40～49歳	22人	2.32%	24人	2.96%	22人	4.55%
50～59歳	72人	7.59%	38人	4.69%	17人	3.52%
60～69歳	264人	27.82%	224人	27.65%	108人	22.36%
70～79歳	376人	39.62%	301人	37.16%	202人	41.82%
80歳以上	173人	18.23%	186人	22.96%	128人	26.50%
総数	949人		810人		483人	

※平成22、27年は販売農家、令和2年は個人経営体の数値

資料：農林業センサス

③ 経営耕地面積規模別経営体数（単位：戸）



資料：農林業センサス

(2) 農地及び農業用施設について

令和２年の耕地面積は田が７２６ha、畑が７１４ha、合計で１，４４０haです。平成２２年から比較すると１７０ha 減少している一方で、遊休農地面積は令和４年の１２１．１８ha から令和６年には１９２．２８ha に増加しています。また、本市における土地改良事業の多くは昭和に実施されており、水路等の農業用施設の老朽化が課題となっています。

農地の集積・集約化を進めるとともに、農業用施設の適切な維持管理により農業を支える基盤づくりを進める必要があります。

① 耕地面積

調査年	耕地面積	田耕地面積		畑耕地面積	
平成22年	1,610ha	798ha	49.6%	816ha	50.7%
平成27年	1,480ha	742ha	50.1%	739ha	49.9%
令和2年	1,440ha	726ha	50.4%	714ha	49.6%

※資料：作物統計調査

② 遊休農地面積

調査年	面積
令和4年	121.18ha
令和5年	101.81ha
令和6年	192.28ha

※資料：東松山市農業委員会実施の遊休農地調査

(3) 農産物の生産・販売について

農産物販売金額規模別で農家数を整理すると、売り上げが300万円以上の農家は47戸となり、総販売農家数の約1割にとどまっています。一方で、売り上げが50万円未満の農家は269戸と多く、本市には小規模な農家が多いことが分かります。また、埼玉中央農業協同組合が経営する東松山農産物直売所「いなほてらす」の売り上げは右肩上がり増加を続けています。

今後も、安全で安心な農畜産物の生産を基本としつつ、特産品開発や農業の6次産業化、契約栽培等の取組を通じ、市内農畜産物の付加価値を向上させていくことが必要です。

① 農産物販売金額規模別経営体数（販売目的） 令和2年2月1日現在

	総数	販売なし	50万円未満	50～100万円	100～300万円	300～500万円	500～1000万円	1000～3000万円	3000万円以上
市内計	432戸	95戸	174戸	68戸	48戸	23戸	12戸	7戸	5戸

※資料：農林業センサス

② 東松山農産物直売所（いなほてらす）売上実績

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
売上額	6億4,130万9千円	6億5,563万0千円	6億7,424万4千円	7億1,756万7千円	8億2,477万3千円
来客数	317,051人	322,398人	316,794人	325,171人	346,080人

※資料：埼玉中央農業協同組合資料から作成

第2章

第二次東松山市農業振興計画の全体像

第2章 第二次東松山市農業振興計画の全体像

1 将来像

「東松山市農業振興ビジョン」では、目指す将来像を『安全な農産物づくりとブランド化が進み、収益性の高い農業が営まれるまち』とし、生産規模の拡大及び農業の生産性向上のために農業生産基盤の整備、就農希望者への働きかけや就農後のフォローアップによる農業の担い手の育成・確保、安定した出荷体制による農産物のブランド化と収益性の高い農業の実現、さらには東松山農産物直売所の充実による地産地消の推進と関連産業の活性化に取り組んできました。

また、「第六次東松山市総合計画」では『元気と希望と歩むまち 住みよさ やさしさ 東松山』を本市の将来像として掲げており、人と人とのつながりを大切にし、人が孤立しない元気なまちづくりを推進することとしています。

農業は農産物を供給するという機能だけでなく、農業体験による交流、緑地空間、生物多様性の保全等の多面的機能を有しています。これらの多面的機能は、市民生活の質の向上につながっており、まさに地域にとっての大切な財産です。首都圏に近いという立地を生かし、企業や団体、市民による多種多様な農畜産物の生産が行われ、多くの人に本市の多彩な農業を味わってもらえるような願いを込め、第二次東松山市農業振興基本計画により目指す将来像を次のとおり定めます。

『美味しさ 楽しさ まるごと味わう元気な東松山市農業』

2 基本方針

本市農業の将来像の実現に向け、次のとおり3つの基本方針を定め、この基本方針の基に施策を展開します。

基本方針1 多様な担い手の育成・確保（人づくりの視点）

本市では、農業者の高齢化及び減少に伴い、耕作面積も減少しています。また、耕作面積の減少は、遊休農地の増加に繋がり病害虫の発生といった農地の多面的機能の発揮にも悪影響を及ぼします。就農希望者からの相談機会を広く設けるほか、関係機関と連携し、農業技術を習得する機会である農業塾や農林公園における農業研修、農福連携による取組等を通じ、担い手の育成・確保を進めます。

基本方針2 農地の保全と活用（基盤づくりの視点）

国では遊休農地の拡大を止め、利用しやすい農地を増やすよう農地の集積・集約化に向けた取組を推進することが課題とされています。その実現のため、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定めることとされました。地域計画の実現のため、地域計画を必要に応じて見直すとともに、地域内外からの農地の担い手を幅広く確保しつつ、農地中間管理機構を活用した農地の集約化等の取組を進めます。あわせて多面的機能支払交付金等を活用した農業水利施設等の適正な維持管理を推進し、農業の生産機能の維持・向上を進めます。さらに、耕作条件改善事業等を活用し、農業生産基盤の整備と一体的に水稻農家の規模拡大を支援します。

基本方針3 多彩で魅力的な農業の推進（ものづくりの視点）

本市では、水稻のほか、とうもろこし・カリフラワー・キャベツ等の野菜、梨・いちご・くり等の果実、花き、畜産物といった多様な農畜産物が生産さ

れています。首都圏からのアクセスが良く東松山ぼたん園、くらかけ清流の郷、歴史的価値のある神社仏閣等の多くの魅力的な観光資源があるほか、令和5年1月には本市も参加する比企丘陵農業遺産推進協議会による「比企丘陵の天水を利用した谷津沼農業システム」が日本農業遺産として認定されました。これらの地域特性を生かしつつ、市内農畜産物を使用した加工品の開発および観光資源を活用した販売促進等の取組を推進します。また、食育や農業体験事業を通じ、未来の担い手となり得るこどもたちに農業の大切さを伝えていきます。さらに、本市の豊かな自然環境を生かした環境負荷低減型農業を推進するほか、ロボット技術、ICT技術等を活用したスマート農業の導入支援の検討を進めます。

3 持続可能な農業の推進

(1) 持続可能な開発目標（SDGs）について

SDGsは「誰一人取り残さない」持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標です。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されており、「第六次東松山市総合計画」においても、SDGsの理念を取り込み、持続可能な開発目標を意識しながら市政運営に取り組めます。

(2) 関連するSDGs

「第六次東松山市総合計画」において位置付けられた農業分野におけるSDGsのゴールは次のとおりです。本計画においても、次のゴールを意識しながら各施策を推進します。

 2 飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
 8 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
12 つくる責任 つかう責任 	持続可能な消費生産形態を確保する
13 気候変動に具体的な対策を 	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
15 陸の豊かさも守ろう 	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

コラム

TABETE レスキュー直売所

J A 埼玉中央管内にある5箇所の直売所（東松山市、滑川町、鳩山町、嵐山町、小川町）で売れ残ってしまった農産物を東武東上線で輸送し池袋駅で販売する取組です。池袋駅でも売れ残ってしまった農産物については、子ども食堂に寄付し無駄が生じない仕組みを構築しています。



直売所で売れ残った農産物

森林公園駅で農産物を積込

池袋駅まで輸送

池袋駅構内で販売

お弁当をこどもたちへ

第3章

農業施策の展開

第3章 農業施策の展開

1 施策の体系

基本方針1 多様な担い手の育成・確保（人づくりの視点）

- 1－1 担い手の確保と育成
- 1－2 多様な人材の活躍

基本方針2 農地の保全と活用（基盤づくりの視点）

- 2－1 農業生産基盤の整備・維持
- 2－2 農地利用集積の推進

基本方針3 多彩で魅力的な農業の推進（ものづくりの視点）

- 3－1 元気な農畜産業の推進
- 3－2 環境に優しい有機農業の推進
- 3－3 農畜産物のブランド化と加工品の開発・販売の促進
- 3－4 地産地消と食育の推進
- 3－5 東松山市農林公園の魅力アップ

2 施策の展開

本市の農業の将来像『美味しさ 楽しさ まるごと味わう元気な東松山市農業』の実現に向けて、3つの基本方針に基づき取組を進めます。

基本方針1 多様な担い手の育成・確保（人づくりの視点）

(1) 担い手の確保と育成

施策の方向性

- ・関係機関と連携し、適切な役割分担により、就農準備段階から農業経営開始までに必要な技術や知識の習得について必要な支援を行います。
- ・経営開始後においても、さらなる農業経営発展に向け中長期的な支援を行います。

具体的な取組

- ・職業として農業を選択してもらえるよう農業の魅力や支援体制について積極的にPRします。
- ・新規就農希望者が栽培技術や経営手法を習得できるよう（公財）東松山市農業公社と連携した農業塾や東松山市農林公園での研修を実施します。
- ・就農後間もない新規就農者の経営の安定と定着を図るため、国や県の制度の活用等により、早期の農業経営の安定化を促します。
- ・（公財）東松山市農業公社や（公社）埼玉県農林公社と連携し、新規就農に必要な農地を確保します。
- ・（公財）東松山市農業公社と連携し、農業機械の貸付等の取組を進めます。

(2) 多様な人材の活躍

施策の方向性

- ・農福連携の取組等を通じ、多様な担い手の確保に繋がります。

具体的な取組

- ・福祉事業所や農家に対し、農福連携のメリット等について発信するほか、関連機関との連携・情報共有等を進めます。

基本方針 2 農地の保全と活用（基盤づくりの視点）

(1) 農業生産基盤の整備・維持

施策の方向性

- ・効率的で安定的な営農のため、ほ場の大区画化を促進し、農業者が生産しやすい農業基盤の整備を推進します。
- ・農業水利施設の維持管理・保全を通じて施設の長寿命化及び農地の有する多面的機能の向上・発揮を図ります。
- ・栽培、収穫に深刻な影響を及ぼす鳥獣害対策に取り組みます。

具体的な取組

- ・農業の生産性向上を図るため、農地中間管理事業の農地耕作条件改善事業等を活用し、ほ場の大区画化を促進します。
- ・土地改良区等が行う渇水対策や農産物の品質向上に不可欠な農業水利施設の改修や復旧のための事業費補助を行います。
- ・多面的機能支払交付金活動組織による施設の長寿命化等のための活動を支援し、農業生産基盤の基礎的要素である農業水利施設の補修・更新を促進します。
- ・防災重点ため池について、豪雨や地震等に備え、ため池の機能維持・適正管理等に必要な対策を推進します。
- ・鳥獣害による農産物の被害防止対策を猟友会と連携し進めます。

(2) 農地利用集積の推進

施策の方向性

- ・地域計画（目標地図）の実現に向け、必要に応じて見直しを行い、認定農業者等の意欲ある担い手への農地の集積・集約を通じ農地利用の最適化を推進します。

具体的な取組

- ・必要に応じて地域計画を作成、更新するとともに地域計画の普及啓発に取り組みます。
- ・（公財）東松山市農業公社、（公社）埼玉県農林公社、埼玉中央農業協同

組合、及び農業委員会等の関係機関と連携し担い手への農地利用集積を促進することで、効率的な農業経営を支援します。

基本方針 3 多彩で魅力的な農業の推進（ものづくりの視点）

(1) 元気な農畜産業の推進

施策の方向性

- ・元気な農畜産業の実現に向け、必要な支援を行います。
- ・担い手不足等に対応するため、生産性向上や作業の効率化を目指すスマート農業の研究を進めるとともに導入支援の検討を進めます。
- ・東松山市の農業の認知度を高めるため市内農畜産物の情報発信を進めます。

具体的な取組

- ・各種マルシェ等を開催し「東松山農業者会 NEXT」や「東松山市戦略作物研究会」等の市内農業者と消費者をつなぐ取組を推進します。
- ・各種イベント情報を SNS やホームページを通じて発信し、東松山市農業を市内外に P R します。
- ・東松山市畜産協会を通じた家畜伝染病の予防等の取組により安全で安心な畜産を継続します。
- ・県や埼玉中央農業協同組合と連携し、ドローンや I C T 技術を活用したスマート農業の導入支援の検討を進めます。
- ・農業者に対して農薬等の適正利用を周知し、安全で安心な農畜産物生産体制を構築します。
- ・適正な食品表示を確保するため、国、県と連携し、必要に応じて食品関連事業者への調査や指導を行います。

(2) 環境に優しい有機農業の推進

施策の方向性

- ・化学肥料及び農薬の使用量の低減につながる取組を推進します。
- ・有機農業等の環境に配慮した農業に関する情報発信を進めます。

具体的な取組

- ・みどりの食料システム法に基づき、環境への負荷の低減を図るために行う事業活動に関する計画の認定制度（みどり認定制度）に沿った農業を推進します。
- ・持続可能な農業のため、特別栽培農業や有機農業の取組を支援します。
- ・有機農業に特化したマルシェ等を開催し、市内有機農業者と市民や消費者をつなぐ取組を進めます。
- ・環境や生態系に配慮した農業資材の利用や農業用プラスチック等の適正処理を推進します。

(3) 農畜産物のブランド化と加工品の開発・販売の促進

施策の方向性

- ・東松山市農畜産物のブランド化について検討を進めます。
- ・生産出荷だけでなく、加工、流通、販売等の6次産業化に取り組む農業者や、観光農園等の農業体験サービスの提供に取り組む農業者を支援します。

具体的な取組

- ・特別栽培農産物等を活用した東松山市農産物のブランド化について検討を進めます。
- ・（公財）東松山市農業公社や埼玉中央農業協同組合、東松山市農林公園指定管理者等と連携し、東松山産農畜産物を使用した加工品の開発を推進します。
- ・農畜産物の付加価値を高め、市内で生産された農畜産物を使用し、6次産業化に取り組む生産者を支援します。

(4) 地産地消と食育の推進

施策の方向性

- ・地産地消と食育を推進し、市民や消費者の東松山産農畜産物に関する理解を深めるとともに、市内農畜産物の消費拡大を図ります。

具体的な取組

- ・産業祭や各種マルシェの開催等により、市民や消費者が新鮮な農産物や美しい花等を購入する機会を設け、地産地消を推進します。
- ・市内産及び県内産農産物を使用した学校給食の取組を継続するほか、農業・食料に対する理解を深めるため地域の農業者と連携し、未来の農業を担うこどもたちを対象とした農作業体験等の取組を進めます。
- ・公立保育園における有機野菜を使用した給食づくり等の取組を進めます。

(5) 東松山市農林公園の魅力アップ

施策の方向性

- ・「農とふれあうテーマパーク」をコンセプトに整備した農林公園の更なる魅力向上を図ります。

具体的な取組

- ・いちご、みかん、ブルーベリーの摘み取りや季節ごとの野菜の収穫体験を行い、市民が農とふれあう機会を提供します。
- ・東松山市農林公園丘の上のカフェ「フーヴェル」では、年間を通じて市内の新鮮でおいしい農産物を使用したメニューを提供します。
- ・市内外から多くの方に訪れてもらえるよう、他の観光施設との連携や花や農産物を用いたイベントを開催します。

3 指標と目標値

目指すべき将来像達成のため、基本方針に沿った各種取組を推進します。取組の進捗状況を把握するため、次のとおり指標と目標値を設定し、進捗を管理します。

※現状値はすべて令和7年3月末時点

1 多様な担い手の育成・確保（人づくりの視点）

項目	令和7年度 (現状値)	令和17年度 (目標値)
新規就農者数（累計値）	24名	35名
認定農業者数	38名	43名
農業研修生数（累計値）	10名	90名

2 農地の保全と活用（基盤づくりの視点）

項目	令和7年度 (現状値)	令和17年度 (目標値)
担い手への農地利用集積面積 (累計値)	293ha	330ha

3 多彩で魅力的な農業の推進（ものづくりの視点）

項目	令和7年度 (現状値)	令和17年度 (目標値)
農林公園における有料農林業体験者数(いちご、ブルーベリー等)	14,426人	14,850人
農林公園 イベント参加者数	12,643人	20,380人
東松山市農畜産物加工品数 (累計値)	30品目	47品目

第 4 章

計画の推進に向けて

1 推進体制

本市農業の振興に当たっては、本計画に掲げる将来像の実現を目指し、関係機関がそれぞれの役割と責任を果たしていくとともに、相互に連携しながら取り組んでいきます。

2 関係機関の役割

東松山市

市は、各関係機関と連携し、それぞれの役割が果たせるようハード・ソフト両面から支援・調整を図るとともに、国、県等の動向を踏まえた上で、本市農業に必要な施策を実施します。

東松山市農業委員会

農業委員会は、優良農地の維持と農地の流動化を促進することにより、担い手の支援を実施します。

（公財）東松山市農業公社

農業公社は、基本方針に基づき、農業者の安定的かつ効率的な農業経営の実現のため、担い手の確保・育成、農地の集積に努めるとともに、本市農産物の販路拡大に向けた取組を実践します。

埼玉中央農業協同組合

埼玉中央農業協同組合は、営農・販売支援に積極的に取り組み、本市農業の生産拡大を図るとともに、農業経営の改善等に取り組む農業者を支援します。

農畜産業者

農畜産業者は、安全で安心な農畜産物を生産及び供給し、安定的に農業経営を継続できるよう農業者自らが主体的に効率的な活動を実践します。

市民

市民は、農業の多面的機能について理解を深め、農業・農村環境の保全に積極的に取り組むとともに、市内で生産される農畜産物を積極的に利用することにより、地産地消を推進します。

（公社）埼玉県農林公社

農地中間管理事業の主体となる「農地中間管理機構」として農地利用の効率化を図るための農地の集積・集約化を推進します。

参考資料

1 用語集

第二次東松山市農業振興基本計画

令和8年3月

編集：東松山市環境産業部農政課

〒355-8601 東松山市松葉町 1-1-58

電 話 0493(21)1400

F A X 0493(23)7700